



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月16日

愛荘町長 有村 国知



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
豊満地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
令和4年3月16日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○経営体数  
法人                    5 経営体  
個人                    1 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
当該区域には、担い手は十分確保されている。
5. 地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針  
・農地所有者は、原則として中間管理機構へ貸し付け、集落の中心経営体の認定農業者  
6名が借り受け集約化していく。



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月16日

愛荘町長 有村 国知



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
東円堂地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
令和4年3月16日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○経営体数  
法人                    3経営体  
個人                    2経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
当該区域には、担い手は十分確保されている。
5. 地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針  
・農地所有者は、原則として中間管理機構へ貸し付け、集落の中心経営体の認定農業者5名が借り受け集約化していく。



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月16日

愛荘町長 有村 国知



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

目加田地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和4年3月16日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

|    |        |
|----|--------|
| 法人 | 2 経営体  |
| 個人 | 10 経営体 |

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

当該区域には、担い手は十分確保されている。

5. 地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・農地所有者は、原則として中間管理機構へ貸し付け、集落の中心経営体の認定農業者6名、個人農家6名が借り受け集約化していく。



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月16日

愛荘町長 有村 国知



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

深草地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和4年3月16日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

|      |      |
|------|------|
| 法人   | なし   |
| 個人   | 1経営体 |
| 集落営農 | 1経営体 |

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

当該区域には、担い手は十分確保されている。

5. 地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・農地所有者は、原則として中間管理機構へ貸し付け、集落の中心経営体の集落営農1名、認定農業者1名が借り受け集約化していく。



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月16日

愛荘町長 有村 国知



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
西出地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
令和4年3月16日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○経営体数  
法人            1経営体  
個人            なし
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
当該区域には、担い手は十分確保されている。
5. 地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針  
・農地所有者は、原則として中間管理機構へ貸し付け、集落の中心経営体の認定農業者1名が借り受け集約化していく。



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月16日

愛莊町長 有村 国知



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
常安寺地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
令和4年3月16日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○経営体数  
法人                    1 経営体  
個人                    なし
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
当該区域には、担い手は十分確保されている。
5. 地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針  
・農地所有者は、原則として中間管理機構へ貸し付け、集落の中心経営体の認定農業者  
1名が借り受け集約化していく。